

液体苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）仕様書

- 1 購買品の納入その他については、すべてこの仕様書による。
- 2 納入する液体苛性ソーダは濃度48%の液状品とし、以下の規格に適合している事。
日本水道協会規格 JWWA K 122-2005 及び厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16項の基準に適合している事。
- 3 納入する品は、上記基準への適合を示す成分分析表を提出し、本市上下水道局の承認を得る事。なお、不合格があった場合は速やかに代品を納入するものとする。
- 4 納入する品は、毒物及び劇物取締法施行令第40条の9第1項の規定に基づき、納入前に性状及び取扱いに関する情報を提供する事。
- 5 運賃等は、すべて供給人の負担とする事。
- 6 納入場所は、下記のとおりとし、本市上下水道局の指示に従い納入とする。
松田新田浄水場 30m³ 貯留タンク 1槽
- 7 購入数量は、液重量 10,000kg である（ローリー買いとする）。
- 8 納入期限は、令和8年1月30日までとする。
- 9 納入期限・場所・数量等は、その都度本市上下水道局の指示に従うものとする。
- 10 本仕様書に記載なき事項及び疑義がある場合は、すべて本市上下水道局の指示に従うものとする。